

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和七年十一月七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三―一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

公園緑地景觀課

1 今回の届出に関連して、橿原市屋外広告物条例による許可申請済みの内容に変更があり、届出（住所氏名変更届及び広告物除却届）が必要となる場合は、手続を行うこと。

2 新規出店に伴い、屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、橿原市屋外広告物条例・施行規則を厳守し、許可を受けること。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和七年十一月七日から同年十二月八日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで